

入 札 説 明 書

島根県企業局浄水場及び取水場で使用する電力の調達に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 公告日

令和 7 年 12 月 12 日

2. 競争入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

島根県企業局施設で使用する電力の調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり

(3) 調達期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 調達施設

ア	島根県安来市上坂田町 545－1	今津浄水場
イ	島根県雲南市加茂町三代 96－2	三代浄水場
ウ	島根県江津市松川町上河戸 703	江津浄水場
エ	島根県江津市松川町長良 158	江の川取水場

3. 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 令和8年1月16日（金）（入札参加資格確認申請書の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 令和8年1月16日（金）（入札参加資格確認申請書の提出期限）において、庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年2月17日島根県告示第211号）第5条の規定により、令和8年における庁舎の電気供給業務の入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の該当種別に登録されている者であること。
- (6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) この入札に関し、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。
- (9) 二酸化炭素排出原単位（国内クレジット反映後：調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの、又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）適用）、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー・節電に関する情報提供に関し、入札説明書別紙に示す入札参加条件を満たしている者であること。
- (10) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

4. 入札参加資格の申請手続

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（様式第1－1号）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - ア 誓約書（様式第1－2号）
 - イ 二酸化炭素排出係数等適合証明書（様式第1－3号）
 - ウ 事故発生時緊急体制表（様式任意）
 - エ 資格確認結果通知書返信用封筒（定形封筒長型3号程度に110円切手を貼付し送付先を明記したもの。）
 - オ 入札保証金又は契約保証金の免除に該当する場合は、それを証明する書類
- (2) 申請書の提出先及び申請に関する問い合わせ先
〒690－8501
島根県松江市殿町8番地
島根県企業局総務課予算経理第二係
電話（0852）22－5673 FAX（0852）22－5679
メールアドレス：soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp
- (3) 申請書の提出期間
 - ア 持参により提出する場合
令和8年1月5日（月）から令和8年1月16日（金）まで（閉庁日を除く）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。
 - イ 郵送により提出する場合
書留郵便により提出期間内に必着のこと。
- (4) 参加資格の結果通知
入札参加資格の審査結果は、提出期限内に提出した申請者に対し、入札参加資格確認結果通知書（以下「結果通知書」という。）を令和8年1月23日（金）に郵送により送付する。
- (5) 審査資料作成に必要な経費は、申請者の負担とし、提出された書類の返却は行わない。

5. 入札、開札の方法等

- (1) 入札、開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和8年2月5日（木）午前10時
 - イ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎2階 島根県企業局会議室

ウ 入札及び開札の立ち会い

入札参加に際しては、知事から入札参加資格を有することの確認を受けた結果通知書（写しでも可）を持参すること。代理人が出席する場合は、委任状（様式第3号）を持参すること。

(2) 入札の方法等

ア 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び疑義に対する回答並びに入札に関する注意事項を熟知した上で入札しなければならない。入札後、入札公告、仕様書、及び入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

イ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語によるものとし、入札金額は日本国通貨によるものとする。

ウ 入札者は、入札書と入札付属書を商号又は名称及び職氏名を記入した封筒に入れ、封緘し、入札箱に投函しなければならない。なお、再度入札を直ちに行う場合は、この限りでない。

エ 入札金額の積算は、(5)の入札付属書の作成方法に基づき、3年間の合計額とする。入札付属書の税抜き合計金額は、入札金額と一致すること。

オ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、当該金額について1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。

カ 入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

キ 入札者は、入札時刻後においては入札会場に入場することはできない。

ク 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することはできない。

ケ 申請書を提出した後に入札を辞退する場合は、入札日前日までに入札辞退届（様式第4号）を提出すること。

コ 入札書は指定したもの（様式第2-1号）によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に委任状（様式第3号）を提出すること。

サ 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

(3) 郵送による入札の方法

ア 郵送（書留郵便に限る。）により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、中封筒に入札書（様式第2-1号）と、入札金額の根拠となる入札付属書（様式第2-2号）を入れ、封緘し、結果通知書の写しを同封の上、表封筒に朱書きで「入札書在中」と記入し、令和8年2月5日（木）午前9時までに、4.(2)の場所に必着すること。

イ 入札書を代理人で提出する場合は、表封筒に委任状を同封すること。

(4) 入札書の作成方法

入札金額の積算は、(5)の入札付属書の作成方法に基づき、3年間の合計額とする。入札付属書

の税抜き合計金額は、入札金額と一致すること。

(5) 入札付属書の作成方法

ア 入札付属書は様式第2-2号により、受給施設ごとに作成すること。

イ 仕様書に示した予定契約電力及び使用予定電力量等に対する当該単価に従って計算した結果を記載すること。

ただし、入札付属書に積算内訳を記載できない場合は、当該様式に倣って3年間の予定総額の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズとし、2ページ以上に及ぶ場合はそれぞれのページに割印をすること。）に記載して提出すること。

ウ 「基本料金」の欄には、仕様書に定めた予定契約電力、予定力率に対する各月ごとの基本料金の金額を記入すること。

エ 各「単価」の欄には、各月ごとの当該単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を記入すること。

オ 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金、及び固有の割引額の合計額に1円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てるものとする。

カ 燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については考慮しないこと。

キ 入札者固有の割引制度が適用できる場合は、その割引額を記入すること。

なお、割引額算定に当たり、本件公告、仕様書、及びこの入札説明書等に記載のない項目・数値が必要な場合は、11.(1)に示す方法により質疑書を提出すること。

ク 単価は、供給期間内において変わらないものとするが、原油価格等の変動により単価が著しく逸脱した場合又は法律の改正により変更が必要となった場合等に発注者と受注者の協議により変更することができる。

ケ 入札付属書の記載に用いた単価及び算出式については落札決定後も適用する。

(6) 再度入札

ア 再度入札は1回とする。

イ 開札をした場合において、予定価格の範囲内の入札がないときは、入札参加者のすべてが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は令和8年2月12日（木）に(1)の場所において、午前10時より再度入札を行う。その他の場合の再度入札の通知は、令和8年2月5日（木）までに入札参加資格確認申請書に記載のある担当者へ電子メール等により行う。

なお、再度入札は郵便による入札は、認めない。

(7) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者がいるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 再度入札を行った場合でも落札者がいない場合には、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403

号) 第 21 条の 13 第 1 項第 8 号の規定により最低価格入札者と随意契約を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

(8) 入札の無効

入札に関する条件に違反したとき、入札に際して連合その他不正の行為があったとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(9) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われる恐れがあると認められるとき、または天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(10) その他

別紙「入札書に関する注意事項」を参照すること。

6. 入札保証金

(1) 島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。

ただし、同規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。(別添「入札保証金の取り扱いについて」参照)

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により現金のほか、国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができるが、小切手については、島根県松江市殿町近郊の銀行が発行した自己宛小切手に限る。

(3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおり。

ア 納付場所 島根県松江市殿町 8 番地 島根県企業局総務課予算経理第二係

イ 納付時期

① 令和 8 年 1 月 30 日(金)から令和 8 年 2 月 4 日(水)までの閉庁日を除く日の午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

② 令和 8 年 2 月 5 日(木)の午前 9 時から午前 9 時 30 分まで

(4) 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。還付の時期等については当該者との協議によるものとする。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

(5) 入札保証金は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 4 項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

7. 契約保証金

(1) 島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により、契約単価(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に基づき、仕様書で示す供給期間における使用予定電力量等による相当金額の 100 分の 10 以上を徴収する。

ただし、同規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用する。

(3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期等は次のとおり。

ア 納付場所 6.(3)アの場所

イ 納付時期 落札の日から 14 日以内

(4) 契約保証金は、契約書で定める供給期間完了後に請求に基づき還付する。

8. 契約

(1) 契約条項

別添契約書(案)のとおり

(2) 契約書の作成

ア 契約書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合、基本料金及び電力量料金の単価（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）を記載する。対価については、契約書に記す方法により算出した額を支払う。ただし、算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

イ 地方自治法第 234 条第 5 項の規定により島根県知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約における特約事項

本契約は地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができる。

(4) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

9. 入札者に求められる義務

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当者の求めに応じ、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、すべて入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方の負担とする。

(3) 入札に係る書類等を郵送、電子メールなど持参による提出以外による方法で提出した者は、送付後直ちに 4. (2)の場所へ電話にて連絡すること。

10. 小売電気事業者の義務

(1) 旧一般電気事業者との間に補完供給契約を締結すること。

(2) 供給開始日から確実に安定した供給を行うこと。

(3) 小売電気事業者は、仕様書を確認し、旧一般電気事業者の託送供給約款の条項を実施するうえで需要設備に機器等の設置が必要な場合は、自らの負担により行うこと。

なお、機器等の設置に伴う作業は、原則無停電状態で行うこととし、供給開始日に間に合わせること。ただし、供給開始日より供給者の責任において支障なく供給できる場合は、供給開始後に取付けることができる。

11. 調達に係る質疑

(1) 本件調達に関して質疑がある場合は、指定した質疑書(様式第 5 号)により、令和 8 年 1 月 5 日（月）午後 5 時までに、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより 4. (2)の場所へ提出すること。（送付後は必ず電話にて送付の確認の連絡をすること。）

原則として訪問や電話等による質疑は受け付けない。

(2) 質疑に対する回答は、原則として申請書を受け取った全社に対し、電子メールにより適宜行う。

12. 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び所在地

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地

島根県企業局総務課予算経理第二係

電話 0852-22-5673

メールアドレス : soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表

- ① 令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数
 ② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況
 ③ 令和５年度の再生可能エネルギーの導入状況
 ④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組
 ①～④の４項目に係る数値等を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上あること。

要 素	区 分	得 点
① 令和５年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.450未満	70
	0.450以上 0.475未満	65
	0.475以上 0.500未満	60
	0.500以上 0.520未満	55
② 令和５年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和５年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

各用語の定義

用語	定 義
①令和５年度 1kWh当たり の二酸化炭 素排出係数	「令和５年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 令和５年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） - 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 - 温対法に基づき令和５年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和５年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和５年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和５年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を 令和５年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{令和５年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和５年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和５年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ - 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 - 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入

	に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。 （算定方式） $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh）） ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh） ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

	④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh) 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
④省エネに係る 情報提供、簡 易的DR の取 組 地域における 再エネの創 出・利用の取 組	需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※この表の定義は、適合証明書及び入札説明書別紙にのみ適用する。